

講習日程のご案内

2025年10月



2026年3月



栃木労働局長登録教習機関

じんざい教習所

株式会社 人財学園

〒321-4346 栃木県真岡市松山町26番4

☎ 0120-972-533

TEL.0285-81-6656 / FAX.0285-81-6657

ホームページ <http://www.jinkuri.co.jp/>

jinzai

技能講習

フォークリフト運転【最大荷重1t以上】

玉掛け

小型移動式クレーン運転【つり上げ荷重5t未満】

床上操作式クレーン運転【つり上げ荷重5t以上】

高所作業車運転【作業床高さ10m以上】

車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転【機体質量3t以上】

車両系建設機械(解体用)運転【機体質量3t以上】

不整地運搬車運転【最大積載量1t以上】

ガス溶接

はい作業主任者

有機溶剤作業主任者

特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者

石綿作業主任者

足場の組立て等作業主任者

金属アーク溶接等作業主任者限定

養成講習

安全衛生推進者 / 衛生推進者

調査者講習

一般建設物石綿含有建材調査者

特別教育

フルハーネス型の墜落制止用器具を用いる作業の業務

巻上げ機の運転の業務(ウインチ)

小型車両系建設機械(整地等)の運転の業務【機体質量3t未満】

ローラーの運転の業務 / 高所作業車の運転の業務【作業床高さ2~10m未満】

クレーンの運転の業務【つり上げ荷重5t未満】 / アーク溶接等の業務 / 粉じん作業

酸素欠乏・硫化水素危険作業 / 低圧電気取扱業務(充電回路の開閉器の操作業務のみ)

研削といしの取替え等の業務(自由研削用) / タイヤの空気充てん

足場の組立て等の業務 / 令和2年8月改正 伐木等の業務(チェーンソー)

テールゲートリフターの操作の業務 / 石綿使用建築物等解体等業務

安全衛生教育

職長教育 / 刈払機取扱作業者

チェーンソー以外の振動工具取扱者に対する振動障害防止のための安全衛生教育

丸のご等取扱作業従事者に対する安全衛生教育 / 職長能力向上教育(製造業等様向け)

化学物質管理者講習

駐車場完備



講習と受講料

※受講料、テキスト代、合計金額はすべて消費税込(円)です。

講習区分	講習名 コース	日数	受講資格と受講内容	費		用	助成金
				受講料	テキスト	合計	
技 能 講 習	フォークリフト運転【最大荷重が1トン以上のフォークリフトの運転】			登録番号：栃基登第169号 有効期限：令和8年11月9日			
	11H	2	●大型特殊自動車免許（カタピラ限定を除く）を有する方●自動車免許（普通以上）を保有し、かつ、最大荷重1t未満のフォークリフトの特別教育修了後、その運転業務に3か月以上従事した経験を有する方（特別教育修了証のコピー貼付、事業主経験証明必要、特自検点検表添付）	23,300	1,700	25,000	
	31H	4	●自動車免許（普通以上）を有する方	43,300	1,700	45,000	
	35H	5	●科目免除のない方	46,300	1,700	48,000	
	玉掛け【つり上げ荷重が1トン以上のクレーンでの玉掛け業務】			登録番号：栃基登第171号 有効期限：令和8年11月9日			
	15H	3	●小型移動式クレーン運転技能講習を修了された方●床上操作式クレーン運転技能講習を修了された方●クレーン・デリック運転士免許を有する方●移動式クレーン運転士免許を有する方●揚貨装置運転士免許を有する方	22,500	1,500	24,000	○
	19H	3	●科目免除のない方	25,500	1,500	27,000	○
	玉掛けとクレーンの運転の業務 連続講習						
	27H	4	●科目免除のない方	39,000			
	小型移動式クレーン運転【つり上げ荷重が5トン未満の小型移動式クレーンの運転】			登録番号：栃基登第176号 有効期限：令和9年11月26日			
	16H	3	●玉掛け技能講習を修了された方●床上操作式クレーン運転技能講習を修了された方●クレーン・デリック運転士免許を有する方●揚貨装置運転士免許を有する方	46,600	1,400	48,000	○
	20H	3	●科目免除のない方	52,600	1,400	54,000	○
	玉掛けと小型移動式クレーン運転 連続講習						
	35H	5	●科目免除のない方	69,000			
	床上操作式クレーン運転【つり上げ荷重が5トン以上の床上操作式クレーン】			登録番号：栃基登第213号 有効期限：令和9年5月14日			
	16H	3	●玉掛け技能講習を修了された方●小型移動式クレーン運転技能講習を修了された方●移動式クレーン運転士免許を有する方●揚貨装置運転士免許を有する方	46,300	1,700	48,000	○
	20H	3	●科目免除のない方	52,300	1,700	54,000	○
	玉掛けと床上操作式クレーン運転 連続講習						
	35H	5	●科目免除のない方	69,000			
	高所作業車運転【作業床の高さが10メートル以上の高所作業車の運転】			登録番号：栃基登第183号 有効期限：令和11年1月26日			
	12H	2	●小型移動式クレーン運転技能講習を修了された方●移動式クレーン運転士免許を有する方	44,500	1,500	46,000	○
	14H	2	●自動車免許（普通以上）を有する方●車両系建設機械（整地等又は解体用）運転技能講習を修了された方●フォークリフト運転技能講習を修了された方●ショベルローダー等運転技能講習を修了された方●不整地運搬車運転技能講習を修了された方●車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習を修了された方●建設機械施工管理技術検定-第2次検定合格者	46,500	1,500	48,000	○
	17H	3	●科目免除のない方	53,500	1,500	55,000	○
	車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転【機体質量が3トン以上の車両系建設機械(整地等)の運転】			登録番号：栃基登第209号 有効期限：登録更新中			
	14H	2	●大型特殊自動車免許を有する方●不整地運搬車運転技能講習を修了された方●自動車免許（普通以上）を保有し、かつ、機体質量3t未満の車両系建設機械（整地等又は解体用）の特別教育又は最大積載量1t未満の不整地運搬車の特別教育修了後、その運転業務に3か月以上従事した経験を有する方（特別教育修了証のコピー貼付、事業主経験証明必要、特自検点検表添付）	44,500	1,500	46,000	○
	18H	3	●機体質量3t未満の車両系建設機械（整地等又は解体用）の特別教育又は最大積載量が1t未満の不整地運搬車の特別教育修了後、その運転業務に6か月以上従事した経験を有する方（特別教育修了証のコピー貼付、事業主経験証明必要、特自検点検表添付）	50,500	1,500	52,000	○
	38H	5	●科目免除のない方	107,500	1,500	109,000	○
	車両系建設機械(解体用)運転【機体質量が3トン以上の車両系建設機械(解体用)の運転】			登録番号：栃基登第226号 有効期限：令和10年8月23日			
	5H	1	●車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習を修了された方	22,500	2,500	25,000	○
	不整地運搬車運転【最大積載量が1トン以上の不整地運搬車の運転】			登録番号：栃基登第214号 有効期限：令和10年5月9日			
	11H	2	●大型特殊自動車免許を有する方●車両系建設機械（整地等又は解体用）運転技能講習を修了された方●自動車免許（普通以上）を保有し、かつ、機体質量3t未満の車両系建設機械（整地等又は解体用）の特別教育又は最大積載量1t未満の不整地運搬車の特別教育修了後、その運転業務に3か月以上従事した経験を有する方(特別教育修了証のコピー貼付、事業主業務経験証明必要、特自検点検表添付)●2級の建設機械施工管理技術検定-第2次検定（第2～6種）合格者●1級の建設機械施工管理技術検定-第2次検定（トラクター系以外）合格者	43,300	1,700	45,000	○
	ガス溶接			登録番号：栃基登第172号 有効期限：令和8年11月9日			
	13H	2	●アセチレンガス等の可燃性ガス及び酸素を使用して行うガス溶接・溶断の業務	19,100	900	20,000	○
	はい作業主任者			登録番号：栃基登第216号 有効期限：令和10年12月12日			
	12H	2	●はい付けまたは、はいくずしの作業に3年以上従事された経験を有する方	17,200	1,800	19,000	
	有機溶剤作業主任者			登録番号：栃基登第195号 有効期限：令和8年5月15日			
	12H	2	●有機溶剤を取り扱う仕事をするとき、現場で作業方法を決めたり、作業の指揮をしたりする責任者	13,000	2,000	15,000	○
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者			登録番号：栃基登第219号 有効期限：令和11年7月10日			
	12H	2	●労働安全衛生法が改正され、屋外作業・屋内作業を問わず、溶接ヒューム塩基性酸化マンガンを製造したまたは取り扱う作業には特定化学物質作業主任者の選任が必要となります	13,000	2,000	15,000	○

講習と受講料

※受講料、テキスト代、合計金額はすべて消費税込(円)です。

講習区分	講習名 コース	日数	受講資格と受講内容	費用			助成金
				受講料	テキスト	合計	
技能講習	石綿作業主任者			登録番号・板基登第223号 有効期限：令和9年5月23日			
	10H	2	●事業者は、石綿取扱い作業については、石綿作業主任者を選任して、作業に従事する労働者の指揮、保護具の使用状況の監視等の職務を遂行させなければなりません	13,000	2,000	15,000	○
	足場の組立て等作業主任者			登録番号・板基登第227号 有効期限：令和11年2月14日			
	13H	2	●つり足場、張出足場又は高さが5m以上の足場の組立、解体、変更の作業（ゴンドラのつり足場は除く）	14,500	2,000	16,500	○
	金属アーク溶接等作業主任者限定			登録番号・板基登第228号 有効期限：令和11年3月26日			
	6H	1	●金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業、その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業（金属アーク溶接等作業）に選任する作業主任者に必要な講習です	12,500	2,000	14,500	
養成講習	安全衛生推進者			登録番号：板基登第212号 有効期限：令和8年9月22日			
	10H	2	●安全衛生推進者に選任される方（事業所労働者10～50人未満で製造業・建設業・運送業・清掃業・林業・各種商品小売業・通信業・旅館業・ゴルフ場業等）	16,500	1,500	18,000	
	衛生推進者			登録番号：板基登第224号 有効期限：令和9年11月10日			
	5H	2	●衛生推進者に選任される方（事業所労働者10～50人未満で幼稚園・保育所・学校・飲食店・病院・社会福祉施設・警備業・新聞販売業等）	11,900	1,100	13,000	
調査者講習	一般建築物石綿含有建材調査者			登録番号：板基石第2号 有効期限：令和10年3月9日			
	11H	2	●建築物等の解体または改修の作業を行うときには、対象建築物等の石綿等使用有無についての調査が必要とされ、令和2年7月の石綿障害予防規則等の改正により、事前調査を実施するために必要な知識を有する者として、建築物石綿含有建材調査者が行うことが義務付けられました（石綿則第3条、関係告示）	43,000	5,000	48,000	

講習区分	講習名	コース	日数	受講資格と受講内容	受講料等合計	助成金
特別教育	フルハーネス型の墜落制止用器具を用いる作業の業務	6H	1	高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務	14,000	○
	巻上げ機の運転の業務(ウインチ)	10H	2	動力により駆動させる巻上げ機(電気ホイスト、エアーホイスト及びこれら以外の巻上げ機でゴンドラに係るものを除く)の運転業務	18,000	○
	小型車両系建設機械(整地等)の運転の業務	13H	2	機体質量が3トン未満の車両系建設機械(整地等)の運転業務	19,000	○
	ローラーの運転の業務	10H	2	締固め用機械(ローラー)の運転業務	19,000	○
	高所作業車の運転の業務	9H	1.5	作業床の高さが2～10メートル未満の高所作業車の運転業務	19,000	○
	クレーンの運転の業務	13H	2	つり上げ荷重が5トン未満のクレーン(移動式クレーンを除く)の運転業務	18,000	○
	アーク溶接等の業務	21H	3	アーク溶接機を用いて行う金属の溶接・溶断の業務	23,000	○
	粉じん作業	4.5H	1	粉じん障害防止規則第2条第1項第3号の特定粉じん作業に係る業務	12,000	○
	酸素欠乏・硫化水素危険作業	5.5H	1	第2種酸素欠乏危険場所における作業に係る業務	12,000	○
	低圧電気取扱業務(充電電路の開閉器の操作業務のみ)	8H	1	交流600V以下、直流750V以下の開閉器の操作の業務	17,000	
	研削といしの取替え等の業務(自由研削用)	6H	1	自由研削といしの取替えまたは取替え時の試運転の業務	13,000	○
	タイヤの空気充てん	9H	1	空気圧縮機を用いてタイヤに空気を充てんする業務	19,000	
	足場の組立て等の業務	6H	1	足場の組立て、解体または変更の作業に係る業務(地上又は堅固な床上的における補助作業の業務を除く)	15,000	○
	令和2年8月改正 伐木等の業務(チェーンソー)	18H	2.5	チェーンソーによる伐木等の業務	26,000	
	テールゲートリフターの操作の業務	6H	1	貨物自動車に設置されているテールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業	16,500	
安全衛生教育	石綿使用建築物等解体等業務	4.5H	1	石綿が使用されている建築物又は工作物の解体等の作業に係る業務に従事される方	12,000	
	職長教育	12H	2	労働者を直接指導監督する方、新たに職務につくことになった職長	18,000	
	刈払機取扱作業	6H	1	刈払機を使用する作業に従事される方	13,000	
	チェーンソー以外の振動工具取扱者に対する振動障害防止のための安全衛生教育	4H	1	チェーンソー以外の振動工具を使用する作業に従事される方	12,000	
	丸のこ等取扱作業従事者に対する安全衛生教育	4H	1	丸のこ等を扱う作業に従事される方	12,000	
安全衛生教育出張講習も承ります	職長能力向上教育(製造業等様向け)	6H	1	●平成18年4月1日以降に「職長教育」を受講された方●平成18年3月までに「職長教育」を受講された方で、「職長リスクアセスメント教育」を追加受講された方 令和2年3月31日付け基発0331第7号に基づく製造業等に対する安全教育です	12,000	
	フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育	6H	1	フォークリフト運転技能講習を取得してから、又は、前回当該教育を受講してから、概ね5年経過された方	11,000	
	玉掛け業務従事者安全衛生教育	5H	1	玉掛け技能講習を取得してから、又は、前回当該教育を受講してから、概ね5年経過された方	11,000	○
	クレーン運転士安全衛生教育	6H	1	クレーン運転士免許または床上操作式クレーン運転技能講習を取得してから、又は、前回当該教育を受講してから、概ね5年経過された方	11,000	
	車両系建設機械(整地等)運転業務従事者安全衛生教育	6H	1	車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習を取得してから、又は、前回当該教育を受講してから、概ね5年経過された方	11,000	○
安全衛生教育出張講習も承ります	荷役運搬機械等によるはい作業従事者に対する安全教育	5H	1	荷役運搬機械等によるはい作業に従事されている方	11,000	

講習日程表

※最少開催人数（5名）に満たない場合は中止することがありますのでご了承ください。

※講習日程は都合により変更する場合がありますのでご了承ください。

[illegible]

11月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
		土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
技 能 講 習	フォークリフト	休日							31h		-----																				
		31			31h														31h							31h					
		35																													
		11			11h																										
	玉掛け										玉掛けとクレーン連続講習														19h						
	小型移動式クレーン				16h、20h														玉掛けと小型移動式クレーン連続講習												
	床上操作式クレーン				玉掛けと床上操作式クレーン連続講習																					16h、20h					
	高所作業車														12h、14h																
	車両系建設機械(整地等)														14h																
	車両系建設機械(解体用)																					5h									
習	不整地運搬車																														
	ガス溶接										13h																				
	はい作業主任者													12h																	
	有機溶剤作業主任者																														
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者																														
	石綿作業主任者						10h																								
	足場の組立て等作業主任者																														
	金属アーク溶接等作業主任者限定																														
	安全衛生推進者養成講習																														
	衛生推進者養成講習																					5h									
一般建築物石綿含有建材調査者講習																					11h										
特別教育					ハーネス								小型車両系					クレーン			研削といし				低圧電気						
					アーク溶接								伐木								足場				タイヤ						
安全衛生教育					振動		職長能力向上												職長教育							刈払機					

12月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	
技能講習	フォークリフト	休日					31h																										
		31	31h							31h							31h																
		35															35h																
		11																															
	玉掛け								玉掛けとクレーン連続講習														15h、19h										
	小型移動式クレーン									16h、20h							玉掛けと小型移動式クレーン連続講習																
	床上操作式クレーン		玉掛けと床上操作式クレーン連続講習																					16h、20h									
	高所作業車								12h、14h																								
	車両系建設機械(整地等)																							38h									
	車両系建設機械(解体用)																																
	不整地運搬車																																
	ガス溶接												13h																				
	はい作業主任者			12h																													
	有機溶剤作業主任者																																
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者				12h																												
石綿作業主任者																		10h															
足場の組立て等作業主任者																																	
金属アーク溶接等作業主任者限定																																	
安全衛生推進者養成講習																									10h								
衛生推進者養成講習																																	
一般建築物石綿含有建材調査者講習																																	
特別教育		ハーネス		クレーン						ローラー		粉じん				高所		低圧電気															
							テールゲート					酸欠						アーク溶接															
安全衛生教育				職長教育																													

講習日程表

※最少開催人数（5名）に満たない場合は中止することがありますのでご了承ください。
※講習日程は都合により変更する場合がありますのでご了承ください。

1月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
		木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
技能講習	フォークリフト	休日															31h															
		31					31h							31h														31h				
		35																														
		11												11h																		
	玉掛け						玉掛けとクレーン連続講習												19h													
	小型移動式クレーン												玉掛けと小型移動式クレーン連続講習						16h、20h													
	床上操作式クレーン																		16h、20h			玉掛けと床上操作式クレーン連続講習										
	高所作業車																					12h、14h										
	車両系建設機械(整地等)													14h																		
	車両系建設機械(解体用)																5h															
	不整地運搬車																													11h		
	ガス溶接									13h																						
	はい作業主任者									12h																						
	有機溶剤作業主任者																															
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者																12h															
	石綿作業主任者																															
	足場の組立て等作業主任者																															
	金属アーク溶接等作業主任者限定																															
安全衛生推進者養成講習																																
衛生推進者養成講習																																
一般建築物石綿含有建材調査者講習																																
特別教育								研削といし						ウインチ		足場						小型車両系					タイヤ		低圧電気			
								石綿使用建築物等解体等							ハーネス								クレーン						粉じん			
安全衛生教育										職長能力向上						職長教育																

2月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
		日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
技能講習	フォークリフト	休日						31h		-----								31h							31h				
		31			31h														31h						31h				
		35		35h																									
		11																											
	玉掛け									玉掛けとクレーン連続講習													15h、19h						
	小型移動式クレーン																	玉掛けと小型移動式クレーン連続講習						16h、20h					
	床上操作式クレーン			玉掛けと床上操作式クレーン連続講習								16h、20h																	
	高所作業車										12h、14h																		
	車両系建設機械(整地等)																14h												
	車両系建設機械(解体用)																		5h										
	不整地運搬車																							11h					
	ガス溶接											13h																	
	はい作業主任者					12h																							
	有機溶剤作業主任者																												
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者																		12h										
	石綿作業主任者																									10h			
	足場の組立て等作業主任者																												
	金属アーク溶接等作業主任者限定																										6h		
安全衛生推進者養成講習																													
衛生推進者養成講習																				5h									
一般建築物石綿含有建材調査者講習																											11h		
特別教育					アーク溶接						伐木							タイヤ		低圧電気						研削といし			
					ハーネス						酸欠		高所														クレーン		
安全衛生教育					職長教育															刈払機								振動	

3月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
		日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
技能講習	フォークリフト	休日						31h																								
		31			31h													31h							31h							
		35																														
		11		11h																												
	玉掛け								玉掛けとクレーン連続講習														19h									
	小型移動式クレーン																玉掛けと小型移動式クレーン連続講習						16h、20h									
	床上操作式クレーン			玉掛けと床上操作式クレーン連続講習								16h、20h																				
	高所作業車												12h、14h																			
	車両系建設機械(整地等)																							38h								
	車両系建設機械(解体用)																															
	不整地運搬車																															
	ガス溶接											13h																				
	はい作業主任者					12h																										
	有機溶剤作業主任者					12h																										
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者																		12h													
	石綿作業主任者																									10h						
	足場の組立て等作業主任者																															
	金属アーク溶接等作業主任者限定																															
安全衛生推進者養成講習											10h																					
衛生推進者養成講習																																
一般建築物石綿含有建材調査者講習																		11h														
特別教育				ハーネス	アーク溶接						テールゲート						小型車両系	高所							低圧電気							
				ローラー								クレーン																				
安全衛生教育											職長教育								刈払機													



受講の手続き

1. 予 約 24時間いつでも予約OK!!

ご予約ください。



スマートフォン
または
インターネット



2. 受講申込書の作成

Webから必要事項を埋めて入力

本人確認書類と免除科目に該当する
修了証等をアップロード

送 信

※業務経験証明や実務経験証明など経験証明欄に会社様の印鑑
の押印が必要な講習は、申込書等の郵送が必要になります。

3. 受講料のお振込み

講習の7日前までにお振込みください。

4. 受講のお知らせ(受講票)の受け取り

講習の3日前までにメールで送信致します。

※当日の持ち物やスケジュール及び注意事項を記載しております。
必ず事前にご確認ください。

5. 受 講

持ち物(必要書類等)を確認のうえ **8時00分**
にご来所ください。



受講料のお支払いについて

受講日の7日前までに、下記口座へお振込みください。
窓口での現金支払いは行っておりません。

【振込先】 足利銀行 上三川支店 普通口座
【口座番号】 3074763
【口座名】 株式会社人財学園

※振込手数料はお客様にてご負担ください。※受講料未納の方は受講できません。



昼食について

昼食ご希望の方は、平日のみお弁当のご用意ができます。講習開始前にお申込みください。お支払いは、弁当業者へ直接お願いいたします。



人材開発支援助成金(建設労働者 技能実習コース) 制度のご案内

◆申請にあたって次の内容を確認してください。

- ① 助成を受けるにあたり、訓練実施期間中の賃金の支払いが必要です。(受講日に時間外労働が発生した場合は割増賃金の支払が必要)
- ② 一つの技能実習について一人当たり経費助成10万円が限度です
- ③ 実訓練時間数の7割以上の訓練受講時間が要件です。
- ④ 企業規模【~20人、21人~(34才、35才~)】で助成額が変わります。
- ⑤ 生産性向上助成は令和5年3月31日で廃止されました。
- ⑥ 賃金向上助成・資格等手当助成が設けられました。

◆申請要件 以下に該当することが必要です。

- ① 申請者は、雇用保険の適用事業主である中小建設事業主であること。(雇用保険料率が 17.5/1000 であること)
- ② 助成金(経費・賃金助成)の対象となる受講者は、雇用保険に加入している建設労働者であること。
- ③ 労働保険料(雇用保険料と労災保険料)を滞納していないこと。(詳細は厚生労働省のホームページをご覧ください。)



アクセス

北関東自動車道真岡インターよりお車で10分

- ① 東北自動車道より、栃木都賀JCTにて北関東自動車道へ
- ② 真岡 I.Cで降り、「真岡市街」方面へ
- ③ 突き当たりを右折
- ④ ローソンの交差点を右折

その他交通のご案内

東北自動車道をご利用の方は、栃木都賀JCTより
北関東自動車道でお越しいただくと便利です。

- 東北自動車道 矢板 I.Cよりお車で80分
- // 宇都宮 I.Cよりお車で60分
- // 鹿沼 I.Cよりお車で60分
- // 上三川 I.Cよりお車で20分
- 常磐自動車道 谷和原 I.Cよりお車で80分
- JR宇都宮駅よりお車で50分
- JR石橋駅よりお車で25分
- 真岡鉄道 真岡駅よりお車で10分
- // 寺内駅より徒歩25分

